

土師小学校いじめ防止対策基本方針

令和6年4月

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりえる」という認識をもち、対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むのではなく、連携して情報を共有する。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 教材、教具、発問等を工夫し、どの子どもにも出番のある授業をめざし、子どもの達成感や自己有用感を高める。
- (2) 授業の中で学び合う場面を設定し、支え合い助け合う集団づくりを行う。
- (3) 学校生活の中で、自分のよさや可能性を認め、お互いの人権を尊重し合える態度を育成する。
- (4) 道徳・特別活動を通して、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (5) 「土師のよい子 20 のやくそく」について、毎学期初めに教師が子どもたちに指導を行い、学期末に子どもたちに自己評価させることによって規範意識の徹底を図る。
- (6) 教職員一人ひとりが感性を高め、どんな小さな事象も見落とさず、早期に対応する。
- (7) すべての教職員は、いじめにつながるような行為、言動については毅然とした態度で指導を行い、記録する。また、保護者へ連絡し情報を共有する。
- (8) 職員会議等の場で情報を交換し、児童理解を深める。
- (9) 保健の授業などで普段から自分の気持ちを落ち着かせる方法やストレスに適切に対処できる方法、また自ら身を守る方法を指導する。
- (10) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (11) 子ども理解、障がい者理解などに関する教員研修を年 1 回以上実施する。
- (12) いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (13) 特に配慮が必要な児童については、個別の支援を行い、周囲の児童に対しては、個人の特性や状況を理解できるよう指導する。

3 早期発見に向けて

- (1) 日記などで子どもと心の交流を図る。
- (2) 休み時間や給食時間、掃除時間の子どもの様子を観察する。
- (3) 年に数回、交換授業を行い、学校全体で子どもを見守っていく。
- (4) 保健室に行く頻度を調べる。(病気、けがでない場合)
- (5) はっきりしない理由で学校を欠席している場合は、必ず保護者に連絡する。
- (6) 保護者から子どものことについて相談があった場合は、管理職に報告、相談し、すぐに本人より聞き取りを行う。
- (7) いじめアンケートを年 3 回(7 月, 11 月, 2 月) 実施する。気になる記入がある子どもには個別に聞き取りを行い、必要な対策を実施する。

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任だけで対応するのではなく、必ず学校全体で組織的に対応する。
- (3) 教育委員会生徒指導課に事実を報告し、対応について指導を受ける。
- (4) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (5) いじめをした子どもには、いじめがどんなに悪いことかを十分理解させ、反省・謝罪を促す。今後、二度といじめを繰り返さないよう、いじめを行った児童の家庭環境や背景を考慮して指導する。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察署に相談して協力を求める。
- (7) いじめは、単に謝罪をもって解消とせず、行為が止んでいる期間などの要件もふまえて対応する。
- (8) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。いじめの解消とは以下の通り。
 1. いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも 3 か月間継続していること。
 2. 被害児童がいじめの行為により心身に苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、面談などにより確認すること。
- (9) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 「校内いじめ防止対策委員会」の設置及び運用

校長、教頭、主幹、教務主任、人権教育主担、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを構成員とし、「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、学期ごとに会議を行う。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組について点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は校長に報告する。
- (2) 直ちに臨時の「校内いじめ防止対策委員会」を開き、いじめを発見・通報を受けた教職員より報告を受け、情報を共有する。
- (3) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (5) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応する。

6 重大事態への対応

重大事態とは「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等をさす。

○学校が調査主体の場合

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。調査組織は「校内いじめ防止対策委員会」の委員に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- (2) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえて必要な措置をとる。
- (6) 児童または保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校

が、「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として報告・調査等にあたる。（調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。）

○堺市教育委員会が調査主体の場合

- ・堺市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、高学年を対象にネットいじめ防止プログラムを実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。

また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) けんかやふざけあい、悪ふざけであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせること。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導すること。
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対処が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意すること。
- (8) 学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一障害や性的指向、性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故による避難している児童（被災児童）
 - ・指定感染症の感染が確認された児童、感染が疑われる児童、または濃厚接触者と認められた児童